

意見聴き取り調査票

(福島県総合設備協会)

1 指名競争入札（地域の守り手育成方式）について

今年度より試行導入しております工事の指名競争入札（地域の守り手育成方式）に関して、制度のあり方や運用についてご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

- 地域の守り手育成方式導入により地元企業の受注機会が増え、今後この方式の発注件数が継続して増加することで、地元企業の健全経営、雇用確保、地域のインフラ整備等、将来の地域の安心安全の確保に繋がると考えます。ついで、農林水産部、土木部以外の部局でもこの方式の導入をお願いします。また、この方式の金額の上限3千万円の増額を要望します。
- 建築設備工事の場合、建設事務所管内毎に概ね12者の登録事業者がある場合に運用するとの基準が制限となり、事業者が登録をしても、制度運用は半数以下の管内に止っています。事業者数は管内毎に大きな差があり、また工種毎の全体事業者数にも大きな差があります。従って、12者制限により、工種毎に事業者数の少ない管内では登録しても運用見込みがありません。ついで、各工種の全体事業者数かつ各建設事務所管内の各工種の事業者数に応じて12者基準の運用を弾力的に行い、全管内で制度運用が開始でき、地域を守る事業者育成という制度目的の効果が全ての地域において公平に発揮されるように要望します。

2 総合評価方式（評価項目・配点・評価基準）について

評価項目及び配点等の見直しについて、ご意見等がございましたらお聞かせ下さい。

- 「企業の技術力」や「配置予定技術者の技術力」について、県工事实績のある企業が有利となり実績のない企業は加点が得られず不利となる現制度は受注業者の固定化や偏りを促し、実質的に競争性を阻害している面があると考えます。過去に県工事の経験のある施工能力を備えた企業に対して広く受注機会を拡大するために以下を要望します。
 - ①工事成績の対象期間について、その期間を長くしていただきたい。特に、建築設備工事等は工事発注件数が少なく事業者により受注実績に差があるため、特別簡易型、地域密着型の企業の工事成績の対象についても、簡易型や標準型と同様に過去4年以上の期間としていただきたい。

- ②企業の技術力の優良工事について、表彰枠もあり受賞機会が非常に少ないため、評価対象期間を10年から15年以内に延長していただきたい。
- 県入札制度の一貫性の観点から、農林水産部土木部以外の部局の1億円未満の工事も総合評価方式（特別簡易型、地域密着型）の導入を要望します。
 - 今年度から入札参加者の所在地の配点等が見直されましたが、さらに地域に密着した企業の配点に配慮を要望します。
 - 標準型・簡易型で、配点が比較的高い「施工計画適切性(様式第9号)」について、将来に向けて適切な施工計画に基づく工事の品質確保のため、可能な範囲で審査基準のポイントの提示を要望します。
 - 企業の技術力の工事成績は、80点以上が一律の配点となっていますが、技術力を要する標準型と簡易型においては80点以上を細部化した評価を要望します。

3 最低制限価格及び低入札価格調査制度について

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、ご意見がございましたらお聞かせください。

- 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、成果物の品質管理と適正利益の確保等の観点から、さらなる最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準の引き上げを要望します。
- 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、価格とともにその算定根拠について、入札結果公表時等に公表いただけるよう要望します。
- その他意見として、低入札価格調査に該当した場合、合否の判断期間をできるだけ短縮していただくことを要望します。

4 応札環境について（入札不調対策含む）

貴団体における応札環境の現在の状況、及び復興・創生期間後の展望についてお聞かせください。

また、復興・創生期間後の展望に関連して、県の入札制度に対するご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

○復興・創生事業はほぼ完了しつつあり、一時期の人手不足感は緩和されているものの、建築設備業界においては作業員の高齢化は急速に進んでおり、将来に向けて、新卒者を含む新規者が入職しやすい週休二日制等も含む職場環境(賃金、休日、福利厚生)に改善していくことが急務です。また、急速な世代交代により若い技術者が現場経験を多く積まずで現場管理者になる場合もあり、技術者・作業員間の技術・技能の伝達、現場作業の重要性、ものづくりの大切さ等を若年技術者・技能者に伝えていくことも課題です。については、企業の自助努力とともに、地元企業が地元の仕事を受注でき、将来課題に対応しながら経営継続できる入札制度の配慮を強く求めます。

○なお、不調対策を含む当面の入札制度への要望・意見は次の通りです。

- ①時期が偏らない徹底した発注・施工時期の平準化と適切な工期設定、
- ②積算事務等の入札準備期間の十分な確保と質問提出期間の延長、
- ③現場状況を十分に反映した積算(見積単価採用含む)や工期設定の実施、
- ④ロット数の少ない小規模付帯工事等は実勢価格見積による積算の実施、
- ⑤中長期的な発注見通しの公表、等

5 その他

その他、県の入札制度に対するご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

○災害出動を実施した後に、その災害復旧工事の多くが公募型随意契約方式で発注されますが、条件に合った企業は全て価格競争のみで参加できます。総合評価方式の場合と同様に、災害出動した者に何らかのインセンティブが加算されるべきと考えますので、制度改善を強く希望します。

○電子入札閲覧システムを県の全部局に拡充し、県の全ての発注部局の入札公告情報を一元化して閲覧できるよう情報提供してほしいと考えます。各部局の入札公告情報が発注種別ごとに新着情報として一元的にアップしてあれば、事業者はその窓口を通して検索するだけで速やかに発注者の公告情報に到達することができ、かつ検索漏れがなくなり、かなり入札情報の不知は改善されると思います。